

御前崎市耐震改修促進計画

(第3期・令和3年度～令和7年度)



令和3年4月

御前崎市

目次

はじめに

- 1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の概要・・・ 3
- 3 想定される地震の規模と被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第1章 計画の概要

- 1 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第2章 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

- 1 耐震化を図る対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2 耐震化の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 3 耐震化の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- 1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針・・・・・・・・・・ 10
- 2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策・・・・・・・・・・ 10
- 3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備・・・・・・・・・・ 11
- 4 地震時の総合的な安全対策・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

- 1 ハザードマップの活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 2 相談体制の整備・情報の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 3 パンフレット等の作成とその活用・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 4 リフォームに併せた耐震改修の誘導・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
- 5 自主防災組織・地域福祉との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 6 所有者の状況を踏まえた啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 7 建築関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14

御前崎市耐震改修促進計画

はじめに

1 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災で、住宅・建築物の倒壊等により多くの人命が失われたことから、この教訓を踏まえ、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」が制定され、全国的に建築物の耐震化の取組が進められてきた。

その後、平成16年10月の新潟中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など、大地震が頻発したことから、国は中央防災会議の「地震防災戦略」、地震防災推進会議の提言等を踏まえ、「耐震改修促進法」を平成17年11月に改正し、平成18年1月から施行した。

この法改正において、国による基本方針の作成、地方公共団体による耐震改修促進計画の策定が位置付けられるとともに、国民の建築物の地震に対する安全性確保等についての努力義務が明文化された。本市においても、平成19年3月に「御前崎市耐震改修促進計画（第1期計画）」を策定し、市内の住宅及び建築物の耐震化率を平成27年度末までに90%とすることを目標に掲げるとともに、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策等を定めた。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。

これを受け、建築物の地震対策の見直しが緊急の課題とされ、平成25年2月に取りまとめられた社会資本整備審議会の第一次答申「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」を踏まえ、「耐震改修促進法」が平成25年5月29日に改正、同年11月25日に施行された。この法改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の者が利用する建築物等で、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模なものについて、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁に報告することが義務付けられた。

本市では、平成27年度末に「御前崎市耐震改修促進計画（第1期計画）」が終了したことから、平成28年4月には「御前崎市耐震改修促進計画（第2期計画）」を策定し、市内の住宅及び建築物の耐震化率を平成32年度末までに住宅を95%、多数の者が利用する特定建築物を98%とすることを目標に掲げるとともに、耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策等を一部見直した。

その後も、平成 28 年 4 月に熊本地震、平成 30 年 6 月に大阪府北部地震、同年 10 月には北海道胆振東部地震と全国各地で大規模な地震が発生しており、大地震はいつでも発生してもおかしくない状況である。

東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。特に、南海トラフ巨大地震については、東日本大震災を上回る被害が想定されているなか、住宅や建築物の耐震化など地震対策の緊急性は一層高まっている。

本市では、平成 13 年度からプロジェクト「TOUKAI-0」により木造住宅の耐震化に対して重点的に支援するなど、第 2 期計画までの各種施策の取組により、住宅の耐震化率は平成 15 年の 72.4%が平成 30 年には 91.4%、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率は平成 17 年の 77.8%から令和元年には 97.0%となり、着実に耐震化が進んでいるものの目標値を下回っている状況である。今後一人でも多くの市民の命を守るため住宅や特定建築物、特に木造住宅や平成 25 年の法改正で耐震診断の実施が義務付けられた大規模建築物の耐震化の促進が急務となっている。

今般、第 2 期計画が令和 2 年度末で満了することから、耐震化の現状や課題等を踏まえ、令和 3 年度からの運用に向けて、新たに 5 ヶ年を計画期間とする「御前崎市耐震改修促進計画（第 3 期計画）」を策定し、市民の命を守る安全な地域づくりの実現に努めるものとする。

なお、本計画は S D G s（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）の 17 の目標のうち、特に目標 11「包摂的で安全かつ強靱で持続可能な都市及び人間居住を実現する」と関連が深いことから、この目標の視点を踏まえた上で取組を推進する。



2 建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）の概要

平成7年1月17日 阪神・淡路大震災

耐震改修促進法の制定（平成7年10月）

概要	建築物に対する指導等
	<ul style="list-style-type: none"> ○建築物所有者に対する耐震診断及び改修の努力義務（特定建築物） ○所管行政庁による指導・助言及び指示（特定建築物）
	耐震化の円滑な促進のための措置
	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修計画の認定（既存不適格建築物の耐震改修に係る建築基準法の緩和）

平成16年10月23日 新潟県中越地震
平成17年3月20日 福岡県西方沖地震

耐震改修促進法の改正（平成17年11月）

改正概要	計画的な耐震化の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○国が耐震化に係る基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成
	建築物に対する指導等の強化
	<ul style="list-style-type: none"> ○所管行政庁による指導・助言等の対象拡充（道路を閉塞させるおそれのある建築物） ○所管行政庁による指示等の対象拡充（学校、老人ホーム等） ○所管行政庁の指示に従わない特定建築物の公表
	耐震化の円滑な促進のための措置
	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修計画の認定対象を拡充（一定の改築を伴う耐震改修工事等） ○耐震改修支援センターによる耐震改修に係る情報提供等

平成23年3月11日 東日本大震災

耐震改修促進法の改正（平成25年5月）

改正概要	耐震化促進のための規制強化
	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断の義務付け・結果の公表 <ul style="list-style-type: none"> 【要緊急安全確認大規模建築物】 <ul style="list-style-type: none"> ・不特定多数の者が利用する大規模建築物及び避難弱者が利用する大規模建築物 ・一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場、処理場のうち大規模なもの 【要安全確認計画記載建築物】 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物 ・都道府県が指定する防災拠点建築物
	耐震化の円滑な促進のための措置
	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震改修計画の認定基準の緩和、容積率・建ぺい率の特例 ○区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定 ○耐震性に係る表示制度の創設等

平成30年6月18日 大阪府北部地震

耐震改修促進法の改正（平成31年1月）

改正概要	耐震化促進のための規制強化
	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震診断の義務付け・結果の公表（拡大） <ul style="list-style-type: none"> 【要安全確認計画記載建築物】 <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県又は市町村が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物に附属する組積造の塀

3 想定される地震の規模と被害

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を教訓として平成 25 年に策定された「静岡県第 4 次地震被害想定」では、想定されるレベル 1 とレベル 2 の二つのレベルの地震・津波による被害想定が取りまとめられている。

県では、第 4 次地震被害想定において推計された被害をできる限り軽減するため、平成 25 年に「地震・津波対策アクションプログラム 2013 (AP2013)」を策定し、想定される犠牲者を令和 4 年度までに 8 割減少させることを目標に掲げており、本市においても同プログラムの目標達成に向け、全庁的に地震・津波対策に取り組んでいる。

表 1-1 想定される地震の規模

区 分	内 容
レベル 1 の地震・津波	これまで地震被害想定の対象としてきた東海地震のように、発生頻度が比較的高く（駿河トラフ・南海トラフ沿いではおおむね 100～150 年に 1 回）、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波
	東海地震、東海・東南海地震、東海・東南海・南海地震 （マグニチュード 8.0～8.7 程度）
レベル 2 の地震・津波	内閣府（2012）により示された南海トラフ巨大地震のように、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波
	南海トラフ巨大地震 （マグニチュード 9.0 程度）

表 1-2 第 4 次地震被害想定【平成 25 年度時点】

想定地震	建物被害	人的被害
①レベル 1 の地震・津波 東海地震 東海・東南海地震 東海・東南海・南海地震	全壊・焼失棟数：約 2,200 棟 （うち地震動・液状化：約 2,000 棟） ※冬・夕方、地震予知なしの場合	死者数：約 60 人 （うち津波：約 10 人） ※冬・深夜、 早期避難率低、 地震予知なしの場合
②レベル 2 の地震・津波 南海トラフ巨大地震	全壊・焼失棟数：約 7,100 棟 （うち地震動・液状化：約 6,000 棟） ※東側ケース、 冬・夕方、地震予知なしの場合	死者数：約 2,100 人 （うち津波：約 2,000 人） ※東側ケース、 夏・昼、 早期避難率低、 地震予知なしの場合

第1章 計画の概要

1 計画の目的

地震による建築物の倒壊等の被害から一人でも多くの市民の命を守るため、市内の既存建築物の耐震診断及び耐震改修を効果的かつ効率的に促進することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項に基づき、静岡県が定めた耐震改修促進計画を踏まえて作成するもので、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、耐震化の目標や施策、地震に対する安全性の向上に関する啓発や措置等の事項を定め、市内の耐震診断及び耐震改修の促進に関する施策の方向性を示すマスタープランとして位置付ける。

また、策定においては「御前崎市地域防災計画」等の関連する各種計画との整合を図るものとする。

3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。なお、今後の社会情勢の変化等を考慮し、計画期間中であっても必要に応じて計画の見直しを行うものとする。

第2章 基本方針

「建築物の耐震化」と「命を守る対策」を総合的に取り組むことによって、地震による倒壊等から「一人でも多くの市民の命を守る」ことを基本方針として定める。

建築物の耐震化：「住宅」や「多数の者が利用する建築物」の耐震性を確保

命を守る対策：耐震化に取り組むことが難しい世帯は、住み替えや耐震シェルター・防災ベッド等の「命を守る対策」を実施

一人でも多くの市民の命を守る

第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

1 耐震化を図る対象建築物

本計画で対象とする建築物は、原則として建築基準法（昭和25年法律第201号）における新耐震基準（昭和56年6月1日施行）導入以前に建築された図3-1に示す旧耐震基準建築物とする。

図3-1 耐震改修促進法における建築物の概念図

旧耐震基準建築物

①既存耐震不適合建築物

- ・住宅や小規模建築物を含む耐震関係規定に適合しないすべての建築物
 - ※診断・改修：努力義務（法第16条1項）
 - ※指導・助言（法第16条2項）

②特定既存耐震不適合建築物（法第14条）

- ・多数の者が利用する特定建築物（1号）
- ・一定量以上の危険物を取り扱う小規模な貯蔵場等（2号）
- ・地方公共団体が定める避難路沿道建築物（3号）
 - ※診断・改修：努力義務（法第14条）
 - ※指導・助言（法第15条1項）
 - ※用途・規模により指示・公表（法第15条2項、3項）

③要緊急安全確認大規模建築物（法附則第3条）

- ・不特定多数の者が利用する大規模建築物（1項1号）
- ・避難弱者が利用する建築物のうち大規模なもの（1項2号）
- ・一定量以上の危険物を取り扱う大規模な貯蔵場等（1項3号）
 - ※診断：義務（法附則第3条1項）
 - ※改修：努力義務（法附則第3条3項）
 - ※指導・助言、指示、公表（法附則第3条3項）

④要安全確認計画記載建築物（法第7条）

- ・地方公共団体が定める防災拠点建築物（1号）
- ・地方公共団体が定める緊急輸送道路等の避難路沿道建築物（2号、3号）
 - ※診断：義務（法第7条）
 - ※改修：努力義務（法第11条）
 - ※指導・助言（法第12条1項）、指示（法第12条2項）、公表（法第12条3項）

2 耐震化の現状と課題

(1) 住宅

「平成30年住宅・土地統計調査（総務省調査）」によると、本市の住宅の耐震化の状況は表3-2のとおり居住世帯のある住宅11,490戸のうち、耐震性がある住宅は10,506戸で耐震化率は91.4%となり、第2期計画策定時（平成25年）の耐震化率83.1%から8.3%向上した。

耐震化が着実に進んでいるものの、資金面や高齢等の理由から耐震改修に取り組むことが難しい世帯が多く残っており、第2期計画の目標に対して進捗が遅れている。

住宅の耐震化は、住宅の倒壊を防ぐとともに津波からの早期避難が可能となることにより、市民の命を守るのはもちろん負傷者や避難者を減少させ、発災後の応急対応や復興における社会全体の負担を軽減する効果がある。また、地震後の避難生活は在宅避難が基本であり、新型コロナウイルス感染症を踏まえた避難所での3密対策も必要なことから、避難所への集中を抑制するためにも引き続き耐震化を促進する必要がある。

表3-2 住宅の耐震化の現状(平成30年住宅・土地統計調査より推計)(単位:戸)

区分	昭和56年以降の住宅 ①	昭和55年以前の住宅②	住宅数 ④(①+②)	耐震性有住宅数 ⑤(①+③)	現状の耐震化率 (平成30年度末) ⑤/④	【参考】 第2期計画の耐震化率の目標 (令和2年度末)
		うち耐震性有③				
木造	6,483	2,037	8,520	7,662	89.9%	—
		1,179				
非木造	2,522	448	2,970	2,844	95.8%	—
		322				
合計	9,005	2,485	11,490	10,506	91.4%	95%
		1,501				

※国の耐震化率の算定方法に準じて推計

表3-3 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実績 (単位:戸)

事業名	~H27	H28	H29	H30	R1	R2 (12月末時点)	合計
わが家の専門家診断事業 (住宅の耐震診断)	797	9	6	17	13	10	852
木造住宅補強計画策定事業 (補強計画)	232	10	7	8	3	0	260
木造住宅耐震補強助成事業 (耐震改修)	183	6	9	7	3	0	208
木造住宅耐震補強助成事業 (補強計画一体型)	0	0	0	2	4	4	10

(2) 多数の者が利用する特定建築物

「令和元年度末の特定建築物の耐震化に係る実態調査（建築安全推進課調査）」の結果によると、本市の法第14条1項1号に規定する多数の者が利用する特定建築物（以下「特定建築物」という。）の耐震化率の状況は、表3-4のとおり全棟数99棟のうち耐震性がある棟数は96棟で耐震化率は97.0%となり、第2期計画策定時（平成26年度末）の耐震化率95.9%から1.1%向上した。

想定される巨大地震による被害を軽減させるためには、減災効果の大きい特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要がある。

表3-4 特定建築物の耐震化の現状(単位：棟)(令和2年3月末現在)

区分	昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前 の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	耐震化率 (令和元年度末) ⑤/④	【参考】 第2期計画 耐震化率 の目標 (令和2年度末)
		うち 耐震性有③				
多数の者が利用 する特定建築物 (法第14条第1号)	74	25	99	96	97.0%	98%
		22				

※一部推計を含む

表3-5 用途別の特定建築物の耐震化の現状(単位：棟、上段：公共、下段：民間)

(令和2年3月末現在)

用途		昭和56年 6月以降の 建築物 ①	昭和56年 5月以前 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率 (令和元年度末) (④/③)	【参考】 第2期計画 耐震化率 の目標 (令和2年度末)
災害時の 拠点となる 建築物	市役所、小中学校、高校、幼稚園、体育館、病院、老人ホーム等	20	9	29	29	100.0%	100%
		16	9	25	25	100.0%	100%
		14	0	4	4	100.0%	100%
不特定多数の者が 利用する 建築物	劇場、ボーリング場、店舗、ホテル、旅館等	13	3	16	14	87.5%	96%
		1	1	2	2	100.0%	100%
		12	2	14	12	85.7%	93%
特定多数の者が利用する 建築物	事務所、工場、賃貸住宅等	41	13	54	53	98.1%	99%
		8	1	9	9	100.0%	100%
		33	12	45	44	97.8%	98%
計		74	25	99	96	97.0%	98%
		25	11	36	36	100.0%	100%
		49	14	63	60	95.2%	97%

※一部推計を含む

(3) 耐震診断義務付け対象建築物

ア 要緊急安全確認大規模建築物

平成 25 年の法改正により、耐震診断及び診断結果の報告が義務付けられた要緊急安全確認大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）については、静岡県が平成 29 年 1 月に耐震診断結果を公表している。

本市においては 2 棟の大規模建築物があり、うち民間建築物 1 棟が耐震性を有していないため、引き続き耐震化を促進する必要がある。

イ 要安全確認計画記載建築物

(ア) 地方公共団体が指定する防災拠点建築物

県及び市町の災害対策本部の運営において重要となる公共建築物は既に耐震診断が実施され耐震化も進んでおり、県及び各市町で耐震性の公表を行っているため、静岡県では法に基づく指定は行っていない。

(イ) 地方公共団体が指定する緊急輸送道路等の避難路沿道建築物

地震時に通行を確保すべき道路として県は平成 31 年 4 月 1 日に緊急輸送ルート等を指定し、増改築や地盤面の高さを確認しながら耐震診断義務付け対象建築物の精査を進めてきた結果、本市において対象建築物の存在は確認されていない。また、報告の義務付け対象となる組積造の塀についても存在は確認されていない。

3 耐震化の目標

(1) 目標設定の対象とする建築物

本計画では、第 3 期静岡県耐震改修促進計画に掲げる耐震化の目標を踏まえ、住宅及び要緊急安全確認大規模建築物について目標設定する。

(2) 基本目標

一人でも多くの市民の生命を守るため、耐震性が不十分な住宅及び耐震性が不十分な要緊急安全確認大規模建築物のおおむね解消を目指す。

(3) 個別目標

ア 住宅の耐震化の目標

耐震化の現状(H30 推計)91.4% ➡ **耐震化の目標(令和7年度末) 95%**

イ 要緊急安全確認大規模建築物の耐震化の目標

耐震化の現状(令和元年度末)
対象建築物 2 棟中 1 棟耐震性有 ➡ **耐震化の目標(令和7年度末) 100%**

※県目標値は 95%となっているが対象棟数が少ないため 100%を目標とする。

第4章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

1 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

所有者、県、市、自主防災組織、建築技術者、建築関係団体がそれぞれの役割分担のもと、相互に連携を図りながら取り組むことによって、住宅・建築物の耐震改修を促進するものとする。

また、旧耐震基準の住宅・建築物は築40年以上経過しており、耐震改修より建替えが現実的な場合もあることから、建替えも併せて促進する。

2 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。

このため、市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について周知啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修の補助制度と国の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）を活用しながら建築物の耐震改修の促進を図っていく。

(1) プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業等

建築物の所有者等の耐震化に要する費用負担の軽減を図り、耐震化を促進するため、市は県とともにプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業により耐震診断及び耐震改修に対して助成している。

なお、旧耐震基準で建てられた住宅は築40年以上経過していることから、耐震改修だけではなく将来的な空き家の発生抑制にもつながる建替えや除却（住み替え）も併せて促進していく必要があるため、本市においても支援制度の検討をする。また、耐震改修や建替えに取り組むことが難しい高齢者世帯等に対しては、「地震・津波対策等減災交付金」により、耐震シェルターや防災ベッドの設置に対する支援を行う。

(2) 耐震改修促進税制等

建築物の所有者等の耐震改修に要する費用負担の軽減を図り、耐震改修を促進するため、国は耐震改修に係る税の優遇措置を講じている。

ア 住宅

住宅の耐震化を促進するための耐震改修促進税制は表4-1のとおりである。

表 4 - 1 住宅の耐震改修促進税制(令和 3 年 4 月時点)

	所得税	固定資産税
概要	耐震補強工事費の 10% 最大 25 万円が所得税から控除	翌年度の固定資産税が半額 (1 戸当たり 120 ㎡相当分まで)
特例 期間	令和 3 年 12 月 31 日までに 耐震補強が完了	令和 4 年 3 月 31 日までに 耐震補強が完了

イ 大規模建築物

耐震診断結果が報告されたものについて、平成 26 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までに耐震改修工事を行った場合、固定資産税の減額措置(2 年間 1/2)が適用される。(令和 3 年 4 月時点)

(3) 住宅ローンの優遇制度

県と県内金融機関は、「耐震性の低い木造住宅の耐震化の促進」等を図るため、平成 18 年度に協定を締結し各金融機関では住宅ローンの優遇制度を設けている。昭和 56 年 5 月以前に建築された木造住宅で、耐震評点 1.0 未満のものを建替える場合、各金融機関の定める金利の優遇、手数料の割引などの優遇措置を受けられる。

(4) 防災・減災強化資金(中小企業のホテル・旅館の耐震化に係る制度融資)

県は、県内の中小企業経営者が金融機関から融資を受けて耐震診断及び耐震改修を実施する際に、金融機関の融資利率に対し利子補給を行うなどの優遇を受けられる制度融資(「防災・減災強化資金」経済産業部所管)を行っている。

特に、ホテル・旅館(延べ床面積が 1,000 ㎡以上、かつ階数が 3 以上のものに限る。)に対しては、災害時に当該施設への避難者の収容や災害支援作業の宿泊に関する協定を締結した場合、融資利率等を更に優遇する制度を設けている。

3 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

耐震診断及び耐震改修が適切に行われるためには、建築技術者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが必要である。

県は、建築技術者の技術力向上を図るため、建築関係団体や静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会、法第 32 条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター等と連携して、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介等を行っている。

特に木造住宅については、安心して耐震改修が行われるよう、耐震診断の実施及び耐震改修に係る相談等に対応する専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。

静岡県耐震診断補強相談士は、「わが家の専門家診断」を受診した市民に対して、耐震診断の結果の報告の際に、安心して耐震補強工事が行われるよう、耐震補強の方法や事例、補助制度や今後の手続き等について、わかりやすく丁寧な説明を行う。

4 地震時の総合的な安全対策

(1) 住宅における安全な空間の確保

ア 命を守る対策

地震による被害をできる限り軽減するためには、住宅全体の耐震化が重要であるが、人命を守ることを最優先に考えると、最低限、滞在時間の長い居間や寝室などの居住スペースにおいて、地震の揺れに対して安全な空間を確保することも有効な手段である。

このことから、住宅の耐震化に取り組むことが難しい世帯に対しては、耐震シェルターや防災ベッド等の命を守る対策を促進する。

イ 家具等の転倒防止対策

建物が倒壊しなくても、家具等が固定されていないと地震により転倒するおそれがあり、負傷や避難の妨げになることから、家具等の転倒防止対策を促進する。

(2) ブロック塀等の安全対策

地震によりブロック塀等が倒壊すると、死傷者が出るおそれがあるだけでなく、避難や救助・消火活動にも影響を及ぼすことから、ブロック塀等の所有者に安全点検の実施を促すとともに、住宅や事業所等から御前崎市地域防災計画に掲げる避難所等につながるすべての路線沿いにある倒壊の危険性のあるブロック塀等については、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業による補助制度を活用した撤去、改善を促進する。

第5章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化を促進するためには、建築物の所有者等の防災に対する意識の向上が必要不可欠であり、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、建築物の地震に対する安全性の向上に関する情報を市民にわかりやすく伝えるとともに、建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備に積極的に取り組んでいく。

1 ハザードマップの活用

本市では、御前崎市防災マップを作成し、災害の危険性がある区域等を市民へ周知・啓発している。

また、県では「静岡県第4次地震被害想定」に関する情報を「ハザードマップ（震度分布図、液状化危険度図、津波浸水域図等）」として総合防災アプリ「静岡県防災」や県のホームページで公開している。

2 相談体制の整備・情報の充実

本市では、建築物の耐震化等に関する相談窓口を建築担当課に置き、専門家診断・各種補助事業の申請受付や市民からの相談等に応じているほか、技術的な相談等については建築基準法第2条1項35号に規定されている特定行政庁（静岡県）と連携して対応している。

また、家具の固定等については危機管理担当課が窓口となり補助事業の申請受付や市民からの相談等に応じている。

さらに、県ホームページ「耐震ナビ」において、建築物の耐震化に必要な情報を公開している。この「耐震ナビ」では、想定される地震や各種補助制度について設計者や施工者だけでなく、市民にもわかりやすく解説されている。

3 パンフレット等の作成とその活用

本市では、広報誌「広報おまえざき」や県が作成した木造住宅の耐震化の流れを説明したパンフレット「『自分の命は自分で守る』今こそ耐震補強を！」、耐震改修工法の選択や耐震改修費用の判断の参考となる「木造住宅耐震リフォーム事例集」、耐震改修に踏み出した方の思いを掲載した「きっかけリーフレット」等を活用し、市民に耐震性の必要性や耐震改修等に対する補助制度の周知をしている。

4 リフォームに併せた耐震改修の誘導

耐震改修の実施に当たっては、リフォーム工事に併せて行うことが費用及び手間を軽減できる面で有効であるため、住宅リフォームと併せた耐震改修の実施を促進する。

なお、本市においては市単独事業で住宅リフォーム支援事業として補助金交付を実施している。

5 自主防災組織・地域福祉との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市内には、地区ごと8方面隊と町内会単位ごと33の自主防災組織があり、市と連携して防災知識の普及、防災訓練の実施などの活動を継続的に行っている。

今後は地域防災力を高めるため、市と自主防災組織が連携して建築物の所有者へ耐震化の働きかけを進めていく。

また、高齢者世帯が住む住宅の耐震化が遅れていることから、高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センター等と連携して、身近な相談者から高齢者世帯への耐震化の働きかけを進めていく。

6 所有者の状況を踏まえた啓発

(1) 住宅

耐震診断の受診を促進し、耐震補強工事の実施へ誘導していくため、県と連携して耐震診断の申し込みが可能な往復はがきによるダイレクトメール（DM）や戸別訪問を実施している。

今後は住宅耐震化の周知啓発を効果的に実施するとともに命を守る対策を総合的に推進していくため、アンケート、DM、戸別訪問等により耐震改修に至っていない理由や世帯の状況等を把握して、各世帯の事情に応じて住み替えや命を守る対策も含めて幅広い対策を提案するなど、きめ細かく対応していく。

(2) 要緊急安全確認大規模建築物

要緊急安全確認大規模建築物については、耐震化に係る阻害要因や要望等について所有者等と意見交換しながら、耐震化に向けた具体的な方策を所有者等とともに検討していく。

7 建築関係団体との連携

建築関係団体の活動を通じたプロジェクト「TOUKAI-0」の啓発、推進及び既存木造住宅等の耐震性能の向上により市民の生命、財産の保護を図ることを目的に、平成15年度に県内の民間建築団体による静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会（旧静岡県木造住宅耐震化推進協議会）が設立され、住宅・建築物の耐震化を促進している。

今後も協議会と連携して、市民や事業者への働きかけや市の相談業務を補完するとともに、耐震化の阻害要因となっている課題の解消など新たな促進策を検討していく。